

(第一類 第九號)

衆議院第七十八回国会商工委員会

昭和五十二年十月十二日(火曜日)

午前十時四十四分開講

同日
辭任
補欠選任

本日の会議に付した案件

中小企業事業轉換及第臨時措置法案（內閣提出
第七十七回國會閏法第四六號）
揮發油販賣業法案（內閣提出、第七十七回國會

○稻村委員長 これより会議を開きます。
第七十七回国会内閣提出、中小企業事業転換対策臨時措置法案を議題といたします。
提案理由の説明を聴取いたします。河本通商産業大臣。

中小企業事業轉換対策臨時措置法案

出席國務大臣
通商產業大臣 河本敏夫君

委員外の出席者	事務局審査部長	吉野秀雄君
商工委員会調査室長	公正取引委員会事務局経済部長	藤沼六郎君
中小企業庁長官	公正取引委員会事務局審査部長	野上正人君
資源エネルギー庁石油部長	橋本利一君	古田徳昌君
岸田文武君	吉野秀雄君	吉野秀雄君

○河本国務大臣 中小企業事業転換対策臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

最近の中小企業を取り巻く内外の経済環境の変化は、発展途上国との追い上げ等による輸出の減少及び輸入の増大、技術革新等による需要構造の変化、原材料の入手難、公害防止に係る企業の社会的責任の増大などきわめて厳しいものがありますが、加えてわが国経済は従来の高度成長から安定成長へと大きく転換しようとしており、中小企業はこれらの新たな情勢への対応に迫られております。

なお、以上の觀點からして、本法案は、安定成長經濟への適応のための期間として想定される十一年間の限時法とすることとしております。また中小企業特対策臨時措置法及び國際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律は、本法案の施行時に廃止することとしております。

次に、この法案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、貿易構造その他の經濟的事情により相当数の中小企業者がその事業活動に支障を生

これまで中小企業者の事業転換を円滑にするための対策といたしましては、特恵供与やドルショックに対応しての緊急避難的な転換対策がありますが、これでは今日の中小企業が直面している事態に対して十分とは言いがたい状況にあります。

御承知のとおり、わが国の中小企業は、その旺盛な活力と創意工夫によりまして、戦後幾度か遭遇した経済的変動によく対処して、その困難を乗り越え、時代の要請にこたえてきたのであります。が、今日の新たな情勢に対しましても、従来にも増して合理化、近代化を進め、経営力の強化を図る一方、一部の中小企業におきましては、その事業の転換を図ることによりまして、このような厳しい環境変化に柔軟に適応し、経営の安定と発展を図ろうとするものも見られるのであります。

しかしながら、安定成長期においては、これまでの高度成長期と異なり、事業の転換も容易ではなく、それを成功に導くためには、中小企業者自身の努力はもちろんとして、各般の支援措置が必要と考えられます。

これまで中小企業者の事業転換を円滑にするための対策といたしましては、特恵供与やドル

する業種を全国的にまたは産地を限つて指定する
こととし、その業種に属し、かつ、事業活動に支
障を生ずる中小企業者であつて事業の転換を行お
うとする者は、その転換計画について都道府県知
事の認定を受けることといたします。また、指定
された業種に属さない中小企業者であつても、同
様の事情にある場合には、同じく都道府県知事の
認定を受けることができるることといたします。
第二に、これらの転換計画の認定を受けた中小
企業者に対し、資金の確保、中小企業信用保険の
特例措置及び税制上の特例措置を講ずることによ
り、その転換を円滑に進めることができるよう援
助することといたしております。

第三に、事業の転換に伴う中小企業の従事者の
職業訓練の実施、就職のあつせん等を講ずるよう
努めるとともに、事業の転換を円滑に行うことか
できるよう必要な指導及び助言を行うこととした
しております。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であ
ります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださ
いますようお願い申し上げます。

○稻村委員長　以上で提案理由の説明は終わりま
した。

○稻村委員長　次に、第七十七回国会内閣提出、
揮発油販売業法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案につきましては、前国会においてすでに提
案理由の説明を聴取しておりますので、これを省
略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稻村委員長　御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。

揮発油販売業法案

[本号末尾に掲載]

○稻村委員長 これより質疑に入ります。

○綿貫委員 質疑の申し出がありますので、これを許します。
綿貫民輔君。

○綿貫委員 石油政策には開発、精製、流通という三つの面があると思うわけでございますが、このうち開発面、精製面においては、たとえば石油開発公団法あるいは石油業法をも含めていろいろな形で行政がなされているようあります。が、流通面においては必ずしも充実した形で行政がなされていないと思われるところでございます。したがつて、まずその点からお尋ねいたしたいと存します。

通産省として石油の流通政策についてどのように行政がなされているかをまずお尋ねしたいと思います。
○河本國務大臣 石油の流通問題の第一点は、わが国が必要とする石油の一定の数量を安定的に確保するということであると思います。現在、一年に約三億トン近い石油を必要といたしますし、さらに五年後には四億トン、十年後には五億トン、こういう想定がされておりますので、これだけの必要量をいかにして長期にわたって安定的に確保するか、ということが最大の課題だと思います。そのためには、まず從来の主生産地であるOPEC諸国との間に対話を通じて友好関係を継続いたしますと同時に、石油の輸入先ができるだけ分散をすることが必要だと思います。

第二点は、国内における価格の安定ということだと思います。価格の安定ということにつきましては、やはり石油業界の体質がある程度強化されまして、たとえばOPEC等の値上げがありましても、交渉を有利に展開をいたしまして有利な条件を日本がつくり出していくと、そういう交渉力を持つためには、やはり石油業界の体質の強化ということが必要だと思います。同時に、国内の分野で流通を円滑にするために幾つかの対策が

必要であります。今回御審議をお願いしております法律案なども、いろいろな目的がござりますけれども、一つはこの流通の円滑化ということも大きな目標になつておるわけでございます。

○綿貫委員 特に河本通産大臣は安定確保ということを申されました。みずから中近東にもお出かけになり、いろいろ御努力されておることはよく存しております。ただいま価格の安定といふことについての御抱負がございましたけれども、流通面において価格安定に對して今までどのようないに政策を推進してまいったのか、その点についてもうちょっと具体的にお聞かせ願いたいと存します。

○橋本(利)政府委員 ただいま大臣からもお答えいたしましたように、われわれといたしましては、流通政策を進めるに当たりまして、安定供給と価格安定を図ることに意を用いておるわけでございまが、特にただいま御指摘の価格の安定につきましては、常に配慮してまいりたわけでございます。特に石油危機の際には、家庭用灯油、家庭用LPGの小売価格につきまして、国民生活安定緊急措置法に基づきまして基準価格を設定するとかの措置を講じておるわけでございまして、特にまた今は、家庭用灯油につきましてその量の確保を図るとともに、価格が少なくとも中間三製品との関係においてバランスを失しないように、適正な価格を維持するよう日々指導しております。

簡単に数字的なことを一、二申し上げますと、四十九年におきますところの揮発油販売業を含む石油製品小売業の売上高、営業利益率は二・八%でございまして、小売業全体平均いたしまして四・二%ということで、かなり低いレベルにあるかと思います。

それからいま一つ、五十年度におきまして東京総合計算センターで調査いたしましたところ、調査対象企業五百五十八社のうち、欠損企業は百四十二社、かれこれ四分の一ぐらいが欠損企業でございまして、その欠損企業の売上高対営業利益率はマイナスの〇・八七%、こういう状況にございました。

○綿貫委員 石油の流通問題についてはただいまいろいろの施策の面において、補充する必要があるということです。今回の揮発油販売業法案の提出になつたものだと思うのでござります。そこで、この揮発油販売業法の内容等について一二三お尋ねいたしたいと存じます。

石油流通面における最大の問題はガソリン流通問題にあると思うわけでござりますが、まずガソリンスタンド業界の現状はどうなっているのか、その企業数、企業規模、ガソリンの流通経路、あ

るいはガソリンスタンダードの経営状況について具体的に御説明を一応お願いしたいと思います。

○橋本(利)政府委員 現在、揮発油の販売業は企業数にいたしまして三万六千五百、店舗の数にいたしまして五万三千ございまして、この大半と申しますか、九三%までが中小企業、零細企業になりますか、九三%までが中小企業、零細企業になっておるわけでございます。

○橋本(利)政府委員 どうも、本当に真剣にその背景を御認識にうなづいたのか、その辺をひらめいておるわけでございます。それはそれなりの効果になりましたが、いざれにいたしました。申しますのは、ただいまも触れましたように、そのほとんどが中小零細企業でございまして、従来からも過当競争を繰り返しておるわけでござりますが、最近はいわゆる業転玉の安売り等によりまして一層その過当競争が激しくなってきておる、こういう状況でございます。

簡単な数字的なことを一、二申し上げますと、四十九年におきますところの揮発油販売業を含む石油製品小売業の売上高、営業利益率は二・八%でございまして、小売業全体平均いたしまして四・二%ということで、かなり低いレベルにあるかと思います。

それからいま一つ、五十年度におきまして東京総合計算センターで調査いたしましたところ、調査対象企業五百五十八社のうち、欠損企業は百四十二社、かれこれ四分の一ぐらいが欠損企業でございまして、その欠損企業の売上高対営業利益率はマイナスの〇・八七%、こういう状況にございました。

○綿貫委員 ただいまの長官の説明によりますと、非常に中小零細企業が業者に多い。しかも四分の二が欠損を出しておるというような御説明でございますが、従来、通産省は行政指導でこの業界のいろいろの問題に対処してきたと思うわけでございます。しかし、この法案が提案されます前までも、通産省では行政指導で事足りる、こういう主張をされてまいりましたように承知しておるわけですが、最近のガソリンの流通についての現状は非常に深刻であるという認識ができるものだと思うわけでございます。

○橋本(利)政府委員 御指摘のとおり、昭和四十一年以降設備につきまして行政指導を実施してきておつたわけでございます。それはそれなりの効果もあったわけでございます。それはそれなりの効果もあったわけでございます。いざれにいたしました。申しますのは、ただいまも触れましたように、行政指導といふものは強制力を伴わないところにおのずから限界もあるということでおつたわけでございます。それを前提といたしますと、そういう単純な行政指導だけでは十分に目的を達成できない。特に先生がお出るからやるのだというようなことでございまして、この激しい過当競争の存在というものが、なかなか御指揮をひらめいておるわけでございます。

○橋本(利)政府委員 御指摘のとおり、昭和四十一年以降設備につきまして行政指導を実施してきておつたわけでございます。それはそれなりの効果もあったわけでございます。いざれにいたしました。申しますのは、ただいまも触れましたように、行政指導といふものは強制力を伴わないところにおのずから限界もあるということでおつたわけでございます。それを前提といたしますと、そういう単純な行政指導だけでは十分に目的を達成できない。特に先生がお出るからやるのだというものは、ナフサを改質することによりまして容易にガソリンが得られる。しかも、ナフサと比べまして相対的にかなり価格水準が高い。こういうことから、えてしてガソリンが供給過剰になるといったような問題を持つております。

それから、いま主として設備面からの問題点を申し上げたわけでございますが、もう一つは、やはり粗悪品の発生と申しますが、ガソリンに灯油等を混入する、これは他の製品に比べまして六万円以上も価格差があるといったような、特に七月からまたガソリン税が引き上げられておるといったようなことも加わりまして、粗悪品の発生といふものがやはり消費者利益をかなり侵害しておるというような問題がございます。

いずれにいたしましても、ガソリンが石油製品の中でも数少ない採算油種であるということ、それから高率のガソリン税が賦課されておるといったような問題もございまして、流通上かなり問題が複雑に、また憂うべき状態になつております。

そういうことを是正するために本法案を準備いたしまして御審議をお願いしておる、こういうことでございます。

○綿貫委員 通産省がただいま長官の御答弁のよ

うな考え方で本法案を提出された考え方については一応理解されるわけでございますが、そのような問題は、いま粗悪ガソリンの話も出ましたが、ガソリン以外の他の石油製品については生していないのか。また、換言すれば、通産省の石油製品の中揮発油の位置づけをどう考へておるのか。

さらに、他の石油製品について同様の考え方を及ぼしていくつもりはあるのかないのか、その点についてお尋ねいたしたいと存じます。

○橋本(利)政府委員 ガソリンの石油製品全体の

中に占める割合は一二%でございますが、先ほど申し上げましたように、他の製品に比べまして価格が相対的に高いということをございまして、売上高ベースで見ますと二〇%になつておるといふことがあります。さようなところから、石油関係各企業は揮発油に依存度を高めていく、それによつて経営の安定化を図ろう、こういう状況にあるわけござります。さようなところから、いたしまして、ガソリンの流通上における問題点を是正しない限りガソリンの販売業者の経営が不安定になる、ひいては石油産業全体の経営が不安定になる、こういう問題意識に立ちまして、ガソリンにつきまして御審議しておるような法案を準備いたしたわけでござります。

〔委員長退席、前田(治)委員長代理着席〕
さよならことからいたしまして、ガソリンの販売業界につきまして安定を得るならば、その他の製品にも波及効果が及ぶことによりまして全体として安定化をもたらすことができる、こういふ認識に立っております。したがいまして、その他の製品につきましては、ガソリンと同じような法案をお願いするつもりは現在のところ持ち合わせておりません。

○綿貫委員 ところで、ガソリンスタンダード業界は、先ほどの答弁にあつたように、中小零細企業がほ

とんどで、過当競争に從来から悩んでゐるわけであります。

さられるのであらうか、またガソリン税の転嫁が十分達成できるのであらうか、こういうことが一番懸念されるわけでござりますけれども、この点についての考え方をひとつお述べいただきたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 本法案におきましては、スタンドの乱設によりまして先ほどお話を出ておりますような過当競争が発生しておるという事実に着目いたしまして、法案の第六条第二項でございますが、一定地域を指定いたしまして、その地域内におけるニーカマーについては若干の規制を行ふという規定を置いておられます。また、不当な業種転玉の規制を行うために、十九条によりまして極端な安売りを是正するための勧告規定も準備いたしております。

ただ、問題は、こういった末端だけの問題でございませんで、石油の精製業、元売までを含めまして石油産業全体の体質強化あるいは体質改善といふことが必要であるかと思いますので、この法案とあわせましてさらに体質強化のための適切な施策を展開していく必要があらうかと思っております。

いま一つは、元売仕切りの価格が他の油に比べて比較的高い上に、高率のガソリン税、本年七月一日から八千六百円増徴されまして、現在四万三千百円といふことになつておりますが、これと元

売仕切り価格を合算いたしますと六万円から六万五千円他の油種よりも高くなつておるといったようなところから、やはり灯油等を混入いたしまして、その間において不当な利益を得ようといったような動きが遺憾ながら現実にある。主としてこの二つがその経済的背景と申しますが、理由になつておろうかと思っております。

それから、ガソリン税についてのお尋ねでござりますが、本法案は、必ずしも直接的にガソリン税の転嫁を意図しておるわけではございませんが、この法案を施行することによりまして揮発油の販売の体質が強化される、あるいは経営が安定していくということによりまして、結果としてガソリン税の転嫁が担保されることになるであろう、こういふふうに考えておるわけでござります。

○綿貫委員 この法律のもう一つの柱となつております品質の確保についてちょっとお尋ねをした

いと思います。

本法案においては、粗悪なガソリンの販売を止し、あるいは品質管理者を選任して品質を確保することになりますが、一体この粗悪ガソリンはいかなる理由で発生するのか、業界では灯油等のまぜ物が多いと言われておるのであります。この法律により過当競争は果たして解消することになつておりますが、この点をお尋ねについての考え方をひとつお述べいただきたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 そのためにはいろいろな理由があるうかと思いますが、ここでは二点ほどにしほつて申し上げたいと思います。

一つは、先ほども申し上げましたように、ガソリンなるものが石油製品の中ではきわめて数少ない採算油種であるというところからいたしまして過当競争が起る。この過当競争の過程におきまして粗悪ガソリンが発生するというのが一つの理由が思ひます。

いま一つは、元売仕切りの価格が他の油に比べて比較的高い上に、高率のガソリン税、本年七月一日から八千六百円増徴されまして、現在四万三千百円といふことになつておりますが、これと元

売仕切り価格を合算いたしますと六万円から六万五千円他の油種よりも高くなつておるといった諸点について、さらに委員会において審議を続けていただくわけでござりますが、われわれ自由民主党といたしましても、やはり今日は正しくまじめに働く者が正当な利潤と正当な働きがいを得られる経済あるいはそれを支える政治というものが國民に望まれるわけでございまして、揮発油販売をはじめに営む業者の方々に、國民のために安定した揮発油の供給とまた品質を確保していただき、そして生業が得られるように、そしてこれを受け

て消費者がまた安心して揮発油を消費することによって文化生活面あるいはその他に活躍できるようにするというのが大きな柱であると考えております。そういう意味におきまして、この法律が成立いたしました後におきましても、さらにきめ細かい、しかもこの法律の趣旨が生かされるよう

いろいろな意見が出たと聞いておりますが、そのよ

うな点に関して十分な配慮がなされておるのかどうか、この点についてお尋ねをいたしたいと存じます。

○橋本(利)政府委員 本法案の目的自体が、石油製品、特に揮発油の安定供給と品質の確保ということにあるわけでございまして、そういう意味合いにおきましても、消費者対策としての性格も持ち合わせていいようかと思うわけでございます。

具体的に本法案の中で特に消費者に対する配慮いたしておりますのは、本法案の第十九条によりまして、揮発油の販売価格が標準的な価格に比べて著しく高い場合に、大臣の勧告によりまして下げをする、是正の方向を規定いたしておること、あるいは先ほども触れました地域指定に当たりましては期間を定める、あるいは石油審議会の意見を聞く、必要最小限の規制によって目的を達成したい、かようにしておるわけでござります。

先ほど触れられました審議会における審議の過程で、消費者の方からは、特に品質の確保、粗悪ガソリンの排除ということについて強い御意見もございました。そういう規定を本法案の中にも取り入れているわけでござります。

○綿貫委員 ただいままでお伺いいたしました諸点について、さらに委員会において審議を続けていただくわけでございますが、われわれ自由民主党といたしましても、やはり今日は正しくまじめに働く者が正当な利潤と正当な働きがいを得られる経済あるいはそれを支える政治というものが國

民に望まれるわけでございまして、揮発油販売を

はじめて営む業者の方々に、國民のために安定した揮発油の供給とまた品質を確保していただき、そして生業が得られるように、そしてこれを受けたて消費者がまた安心して揮発油を消費することによって文化生活面あるいはその他に活躍できるようになります。そういう意味におきまして、この法律が成立いたしました後におきましても、さらにきめ細かい、しかもこの法律の趣旨が生かされるよう

な行政を期待いたしておるわけでござります。

以上、この揮発油販売業法が十分に審議された後に成立することを私どもは心から期待して、本日の私の質問を終わりたいと存じます。

○稻村委員長 玉置一徳君。

世界経済の不況のために、石油の需給がある程度節約に努められたために、緩んでおりました。したがつて、値上げ等の問題もさして大きく刺激を受けなかつたわけありますけれども、世界經濟の回復とともに、不況の回復がだんだんと石油の需給をタイトにしていくのじゃないだらうか、こういう感じを持つております。そういう動向をられますと、いつごろに石油価格の値上げの要請が産油国から来るものだらうかというような結構えが必要であります、所感をひとつお述べをいただきたいと思います。

○河本国務大臣 ここ数年間の石油価格の動向を見ておりますと、OPECによる何回かの石油價格の引き上げがございましたが、これらはいずれも需給関係によって価格が変動するということではなくて、ほとんど全部が政治的配慮によつて一方的に決められる、こういうケースが大部分であつたと思ひます。

御案内のように、昨年の十月一日からOPECは一〇%の値上げをいたしました。本年の五月、インドネシアのバリ島におきます総会では一応値上げは見送られたのであります。その後、年末十二月にカタールで総会が開かれることになつております。この総会ではあるいは若干の値上げが行われるのではないか、こういう説がもつばら強くなつております。政治的な配慮によつて決められるわけでござりますから、その直前まで値上げがあるとかないとかということを整々に申し上げるのは避けたいと思ひますが、そういう動きが非常に強くなりつてある、こういうふうにいま言われております。ただしかし、よう

やく世界經濟が軌道に乗りかけたこのやさきにおきまして、石油の値上げはできるだけ避けたいといふのが消費国側の希望であります。ここしばらくの間の動きは非常に微妙なものがあらうかと思ひます。

なお、需給関係から申し上げますと、OPEC全体の生産能力は三千八百万バレルと想定されておりますが、昨年は不況のために生産が減りまして、二千七百万バレル・パー・デー、こういう状態であったと思います。ことに景気が回復いたしまして若干ふえておりますが、約三千八百万バレルという水準だと思います。ありますから、なお若干の余力がございまして、そういう意味から言えば、現時点では需給関係はそうタイトになつておるということではないと思うのでございま

す。

○玉置委員 さらに、世界不況のために需要が落ちておるとは言ひながら、こういう問題につきまして、将来のわが国の石油の需要をどのように安定期に確保するか、あわせて将来ともどのように石油の使用を節約するのかというような問題を考えておらなければならぬ問題じゃないだらうか、問題が非常にむずかしくなつてからあわててするだけの問題じゃなしに、その代替品の問題とか、あるいは精製元売業界にも問題があるのじゃないだらうかとか、あるいは三つ目は、ある時期には興りますけれどもある時期には引いてまいります民族系というものをどのように位置づけて、どのように強くしていかなければならぬのか、こういう問題につきまして、現在お考えになります。

それともう一つの大きな課題は、やはり世界全体の石油の供給量をふやしますためにはわが国が積極的に全世界におきまして開発に参加していくこと、たとえば中国、アラスカあるいは北海、こ

ういう方面での輸入ソースの開拓のための研究、こういうことも今後の大きな課題でなからうかと思ひます。

それともう一つの大きな課題は、やはり世界全体の石油の供給量をふやしますためにはわが国が積極的に全世界におきまして開発に参加していくこと、たとえば中国、アラスカあるいは北海、こういうことが大きな課題だと思います。

さらにもう一つ大きな課題といふものは、いま世界各国とも最低九十日を目標としての備蓄政策を進めております。中には百八十日といふ目標のところもありますし、ごく一部の国でありますですが、すでに百八十日という備蓄を達成しておるところございます。そういうことを考えますと、わが国いたしましては、世界の標準であります九十日備蓄の達成ということに対しても今後大いにまた努力しなければならぬ、かように考えておるわけござります。

なお、国内の流通業界の問題につきましては、石油業界の体質が非常に弱体でござりますので、この体質の強化ということが一つの大きな課題となつております。どういう方向でこの体質強化をするかということにつきましては、若干の予算もことしは計上しておりますが、具体的な方向等に

しかし、消費量が現在の約三億トンから十年後には五億トンというふうにふえますので、依存率そのものは減りましても、消費の絶対数量は逆にふえる、こういうことにならうかと思ひます。

そこで、わが国いたしましては、アメリカと並ぶ世界の最大消費国でありますこの日本にとりましての石油をいかに長期にわたりまして安定的に確保していくかということが、これは産業のみならず国全体としての最大の課題でなからうかと考へております。やはり何と申しましても、中近東諸国を主軸といたしますOPEC諸国との友好関係を対話及び経済協力等を通じてだんだんと深めいくことが何よりも大切であるうと思ひます。それから同時に、中近東以外、OPEC以外の国々から輸入ソースを開拓していくこと、たとえば中国、アラスカあるいは北海、こ

つきましては目下検討中でございまして、近く大体の方向が決まるのではないか、かように考えております。

○玉置委員 ついでにお伺いしておきたいと思うのですが、日韓大陸だなの開発、これは御承知のおり目下外務委員会で審議をしつつあります。

それに関連いたします問題点であります。私は前にお伺いしたのでありますが、実際わが国の近海で入手し得るようなものは、採油可能な的確な場所ということになれば、日韓大陸だなの問題がそのうち一番確實じゃないだらうか、こういうふうに想定される。こういうことになりますと、この問題は若干の問題点を含みますけれども、政府としてもその方向に思い切つて推進をすべきじゃないかと思ひますが、御所見を承りたいと思ひます。

○河本国務大臣 わが国の石油開発事業もだんだんと成果を上げておりますが、なお全需要量のおよそ一割である約三千万トンというのが現在のわが国開発いたしました自生原油でござります。将来はこれを三割まで引き上げたいというのを一応の目標にしております。

それから、開発地点でございますが、これまでは全世界どこでも飛びついて開発しておったわけあります。最近は国有化の動きが一部の国では非常に強くなつておりますから、開発いたしました油もその権利を国有化されてしまつ、こういうケースが非常に多くなつております。世界全体の供給があえるのだから、国有化されて取り上げられてしまつても構わぬのじやないか、こういう議論もありますけれども、しかし日本が開発した原油は取り上げられるより取り上げられない方がいいに決まつているわけでありますから、やはり今後は開発地点をよほど選択する必要があらうかと思ひます。

そういう意味で、最近アラスカ方面での開発事業も軌道に乗りつつあるようでありますし、先般ブラジルの大統領が来られました際にも、ブラジルにおける開発に対しても日本が積極的に参加して

もらいたい、こういう強い要請もございましたし
いたしますので、これまで以外の、開発しても取
り上げられないような地点に対してもっと積極的
に研究をしなければならぬ、かように私は考えて
おります。

それから同時に、日本近海の大陸たなは、われ国にとつてやはり一番有利な開発地點であることは申すまでもございません。これまで幾つか日本近海において試掘が行われましたが、本格的な成功をおさめましたのが、先般から生産に入つておられます新潟県下阿賀沖の石油開発事業でございまして、現在は石油に換算いたしまして約八十五万トン年産出るようになります。まだきわめて小規模であります、このいわゆる日韓大陸だなには、一説によりますと非常に膨大な石油資源が埋蔵されておると想われておりますし、しかもそれはきわめて有力な説になつております。そういうことから、わが國といたしましては日韓大陸だなの石油開発事業はぜひやりたいというものが現在の政府といたしましての強い願望でございます。

日本だけでやればいいじゃないかという議論も一部にはありますけれども、しかしながら現実問題として、一昨年の一月に日韓両国で条約が締結されまして、そうして共同開発ということが決まつたわけでありますし、やはりこういろいろな外洋での開発というものは、日本だけで権利を主張いたしましても、近接諸国の意見も聞きませんと、権利だけ主張いたしまして、いつまでも永久に開発できない、こういうことになつては困りますので、何とか早く国会で御審議をいただきまして批准されまして、日本の西方海域における大陸だな開発が軌道に乗ることを、私どもは強く期待をしておるわけでございます。

○玉置委員 それでは、去る三月十日に石油審議会から、今日のガソリンの販売店、いわゆる流通につきまして答申があつたわけであります。「ガソリンの需給のバランスを適正に保つことが必要であり、精製元売段階における適正な対策」を講ずること。これについて、長官、どのような対策をお

○橋本(利)政府委員 ガソリンの流通につきましてはいろいろな問題がありますが、特に大きな問題は、激しい過当競争が行われているということと、いま一つは、不良ガソリンが発生しておる、講じになつておりますか。

この一点かと思ひます。
まず過当競争につきましては、先ほど御指摘の審議会の意見によりまして、現在御審議いただいとおる法案を準備いたしたわけでござりますが、この法案の中で、過當競争にかかる事項といたしましては、主として六条と十九条の規定がございます。六条の規定によりまして、指定地域における法規として若干の建設調整をやる、その間、受け入れられない場合には、いろいろな手続を踏んだ結果ではございますが、最終的には登録を拒否するという形において担保するわけでござります。それから第十九条は、価格面におきまして、市場で販売される価格が通常の標準的な価格よりも著しく異なる場合、大臣勅令によりましてこれを是とする手段を準備いたしております。
それから、二つ目の粗悪品につきましては、本法案の第十三条で粗悪な揮発油の販売を禁止いたしております。これに違反する場合には、本法案の第十一條の規定によりまして、場合によつては六ヶ月以内を限りまして営業の全部または一部を停止をする、さらにそれに従わないときには登録の取り消しを行う、かような法的担保措置を講じておるわけでござります。

ちといたしまして、関係の業界特にスタント
業界に対しまして、本法案がこういう審議状態に
ある、これが通った後には、ただいまの御指摘の
六条の規定等によつて、指定地域内についてはそ
の建設について若干の調整がなされることがある
べし、このことと並んで、同日改めて

○玉置委員 事前に周知徹底するとは、大体こういう条件にはまらなければだめですよというようないふりでござります。特に、登録を拒否する場合に、大きく分けまして人的要件の面からする当然拒否の場合と、それから指定地域内における調整といった任意拒否の場合とございますので、そういうたな内容についてもよくP.R.いたしたいと思ひます。

○玉置委員 不良ガソリンの発生というのは、一体どこにポイントがあるのか。それから、それを排除するための立入検査というものはどのようにしてその発生を阻止しようとしておいでになるのか。それから、ユーザーが品質チェックをしようというときに、必要な情報の提供はどのようにしてなされようとしておいでになるか、お伺いしたいと思います。

○橋本(利)政府委員 不良ガソリンの発生と申しますのは、結局はガソリンが他の石油製品に比べて比較的価格が高い、特に高率のガソリン税がかかりておるといったようなところから、灯油等を購入して不当な利得を得よう、こういう動きがあるわけでござります。これはケースによりましては、当然脱税行為と申しますか、ガソリン税法違反といったような禁止条項を置き、それをさらに営業の一部もしくは全部停止、さらには登録の取り消しといつたようなことで法的に担保することにしておるわけでございます。そういったことを

そういうものを防止してまいりたいと思っておりま
す。

○玉置委員 これに関連いたしまして、いわゆる無印のスタンダードといふものはいまの実態としては百分の一ぐらいというようすに推定をされておるわけであります。が、大体どういうケースが多いのか。その無印スタンダードというものは、この法律が通ればどのような形になつていくのか。それから三番目に、登録制の実施に伴いまして、流通面において硬直化を招かないよう、という審議会の答申はどうのように対応されようとしておるのか、この二点についてお伺いをしたいと思います。

○橋本(利)政府委員 いわゆる無印給油所は、本年の三月末現在で約四百五十カ所ござります。この無印の経営内容ということについては必ずしもはつきりしたことを把握できない状態にあるわけでございますが、一般的に無印の給油所と申しますのは、不特定多数の元売あるいは特約店から揮発油を仕入れまして、それが他の場合と比べて非常に安い価格で仕入れておるといったようのが多いところから、他の平均的な小売価格に比べてかわり安い価格で販売しているものが多いというのが実情ではなかろうかと思ひます。

この法律が施行された場合にその無印はどうなるかということでございますが、私たちといったしましては、この法律のねらいが安定供給と品質の確保というところにあるわけでございますので、現在無印と言われておるスタンダードが、やはり複数の約店との間に長期的、継続的に、あるいは安定的にガソリンを購入し得る体制ということが何よりも必要かと考えておるわけでござります。さもなければ消費者に対して安定供給が確保できない、いううらみもござりますので、そういうふたよう

必ずしも特定と申しますが、一つの元売あるいは特約店に契約関係が入ることはございませんが、安定的、長期的といったような担保がやはり必要ではなかろうかと考えております。

それから、流通段階で硬直化しないようないう御趣旨でございますが、これは当然でございまして、本来の目的を達成するために流通がぎこちなくなると困るわけでござりますから、本法で予定いたしております規制措置も極力必要最小限にとどめるという方向で考えておるわけでござります。

○玉置委員 ニネルギー府の方では、今後石油の需要の増大、車の台数の増加等々に伴いまして、毎年どの程度のスタンドの増設を予想されておいでになりますか。

○橋本(利)政府委員 むずかしい問題でございまして、いまの段階では必ずしも毎年どの程度ずつ増設するかということは予定いたしておりません。ただ、本法案で規定してござりますように、まず全国平均的な数量を出して、それを地域を数種に区分いたしまして、その区分された地域の平均販売量よりもはるかに下回っているような市町村につきましていわゆる指定地域と指定いたしまして、その中では若干の建設調整を考えておりますが、一般的にどの程度毎年増設数を認めていくか、あるいは増設されていくかということについては、それぞれ需給状況を見て、あるいはその地域の特殊事情を勘案して考えていく必要があるかと思ひますので、数字的に申し上げるのはお許しいただきたいと思います。

○玉置委員 私は、元売業者も、ナフサその他いろいろな価格の実勢面に応じまして、ある程度よけいな生産ができるまで現金化した方が得だといふような場合に乱売があるようなことも聞いたことがあります。ところが、もしもありますとすれば、今後そういうことについてどのような対応策をお講じになるのか。

○橋本(利)政府委員 先生御承知のようだ、現在石油業法に基づきましていわゆる供給計画といふ

ものをつくりまして、これに基づいて需給の安定的な関係というものを維持いたしておるわけでござります。ただ、仰せのように、これはマクロ的につくるておるものでござりますから、一部の元売等において御指摘のような事態もないとは申上げられないという問題もあるらうかと思ひます。そういう点につきましては、供給計画の線に従いましてよく指導してまいりたいと思つております。

○玉置委員 公正取引委員会はおいでになりましたか。

○稻村委員長 見えております。

○玉置委員 公取にお伺いしておきたいのです。まず最初に、三月二十日ごろの新聞に出でておりますが、ガソリンスタンド登録制は、公取委員会は立法に反対であるという表明をなさつたような感じがいたします。どういう根拠に基づいてそういうような表明をされたのか。そしてまた、今日はどのような見解をお持ちになつておるか、これについてお伺いしたいと思います。

○吉野政府委員 お答えいたします。

○玉置委員 公取においては、登録制度を採用いたしましたと新規参入の阻止あるいは系列化の促進が図られていますが、一般的にどの程度毎年増設数を認めていくか、あるいは増設されていくかということについては、それぞれ需給状況を見て、あるいはその地域の特殊事情を勘案して考えていく必要があるかと思ひますので、数字的に申し上げるのはお許しいただきたいと思います。

○玉置委員 私は、元売業者も、ナフサその他いろいろな価格の実勢面に応じまして、ある程度よけいな生産ができるまで現金化した方が得だといふ

ような場合に乱売があるようなことも聞いたことがあります。ところが、もしもありますとすれば、今後そういうことについてどのような対応策をお講じになるのか。

○橋本(利)政府委員 先生御承知のようだ、現在石油業法に基づきましていわゆる供給計画といふ

ものをお伺いしたいと思います。

○吉野政府委員 お答えいたします。

この法案で問題になつております不当廉売あるいは差別対価といった問題は、本来は独禁法上の不公正な取引方法として対処できる問題でござります。したがいまして、この法案でそういう事態に対し価格介入をいたすることは競争を制限するというふうな結果も生じかねないというところで反対をいたしたわけでござります。しかし、その後、法案作成の段階で、この勧告発動の要件について若干厳しい要件をつけ加えるという修正も行われ、またその後、運用に当たつてもたゞいま公取の心配したような事態の生じないよう十分注意をしていただく、ということで現在対処しておるところでございます。

○橋本(利)政府委員 本法案の第十九条は、ガソリンの販売価格が通常の標準価格に比べて著しく異なる場合と、著しく高い場合と著しく低い場合、両方を想定いたしておるわけでございますが、いま先生の御指摘の点は、著しく低い場合に高値安定の手がかりになりはしないかといふ御懸念をお示しになつたものだと思います。この法案の中にも、著しく低い価格によりまして相当部分の販売業者が経営が悪化いたしまして事業の継続が困難になるような場合といふように、要件を非常に限定的に規定いたしておきました。さて、その後通産当局から、この登録制度につきましては新規参入を阻止しない、あるいは不当な系列化を促進するものではないという運用上の方針等が示されまして、一応この点につきましては、法律の運用上ただいま公取が懸念いたしました点の生じないよう十分慎重にやつてもらいたいということがで現在対処しておるところでござります。

○玉置委員 さらにお伺いしておきたいのです。が第十九条によります価格の勧告ですが、安値になることはいいことだと思ひますけれども、高値勧告による危険もあります。これについて公取はどうにお考えになつておるのか。それから、通産当局はどうに対処しようとしているのか、お伺いしておきたいと思います。

○玉置委員 わが国の石油の精製業界がここ数年前は非常に大きな打撃を受け、累積赤字もすいぶんあつたわけあります。業界 자체がそのよう

になるということも、石油の安定供給という問題について非常に不安を感じておつたわけですが、為替の関係でこゝもと回復をしつつあるというござります。ただ、仰せのように、これはマクロ的につくるておるものでござりますから、一部の元売等において御指摘のような事態もないとは申上げられないという問題もあるらうかと思ひます。そういう点につきましては、供給計画の線に従いましてよく指導してまいりたいと思つております。

○玉置委員 公正取引委員会はおいでになりましたか。

○稻村委員長 見えております。

○玉置委員 公取にお伺いしておきたいのです。まず最初に、三月二十日ごろの新聞に出でておりますが、ガソリンスタンド登録制は、公取委員会は立法に反対であるという表明をなさつたような感じがいたします。どういう根拠に基づいてそういうような表明をされたのか。そしてまた、今日はどのような見解をお持ちになつておるか、これについてお伺いしたいと思います。

○吉野政府委員 お答えいたします。

この法案で問題になつております不当廉売あるいは差別対価といった問題は、本来は独禁法上の不公正な取引方法として対処できる問題でござります。したがいまして、この法案でそういう事態に対し価格介入をいたすることは競争を制限するというふうな結果も生じかねないというところで反対をいたしたわけでござります。しかし、その後、法案作成の段階で、この勧告発動の要件について若干厳しい要件をつけ加えるという修正も行われ、またその後、運用に当たつてもたゞいま公取の心配したような事態の生じないよう十分注意をしていただく、ということで現在対処しておるところでございます。

○橋本(利)政府委員 本法案の第十九条は、ガソリンの販売価格が通常の標準価格に比べて著しく異なる場合と、著しく高い場合と著しく低い場合、両方を想定いたしておるわけでございますが、いま先生の御指摘の点は、著しく低い場合に高値安定の手がかりになりはしないかといふ御懸念をお示しになつたものだと思います。この法案の中にも、著しく低い価格によりまして相当部分の販売業者が経営が悪化いたしまして事業の継続が困難になるような場合といふように、要件を非常に限定的に規定いたしておきました。さて、その後通産当局から、この登録制度につきましては新規参入を阻止しない、あるいは不当な系列化を促進するものではないという運用上の方針等が示されまして、一応この点につきましては、法律の運用上ただいま公取が懸念いたしました点の生じないよう十分慎重にやつてもらいたいということがで現在対処しておるところでござります。

○玉置委員 さらにお伺いしておきたいのです。が第十九条によります価格の勧告ですが、安値になることはいいことだと思ひますけれども、高値勧告による危険もあります。これについて公取はどうにお考えになつておるのか。それから、通産当局はどうに対処しようとしているのか、お伺いしておきたいと思います。

○玉置委員 わが国の石油の精製業界がここ数年前は非常に大きな打撃を受け、累積赤字もすいぶんあつたわけあります。業界 자체がそのよう

額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「転換関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該保証をした」とあるのは「転換関連保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「転換関連保証及びその他の保証」とに、当該債務者」と、同法第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「転換関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞ
れ」と、同条第三項中「当該保証をした」とあるのは「転換関連保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「転換関連保証及びその他の保証」とに、当該債務者」と、「当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「転換関連保証及びその他の保証」とあるのは「転換関連保証及びその他の保証」とに、当該債務者」とする。

(合併等の場合の課税の特例)

措置を講ずる。

第七条 都道府県知事は、その認定に係る認定中小企業者(第二条第六号に該当する者であるものを除く。)であつて法人であるもの(以下「特定認定中小企業者」という。)に対し、その者が

他の法人である認定中小企業者若しくは当該特定認定中小企業者の認定計画に係る事業の転換後事業と同一の業種に属する事業若しくはこれと密接な関連がある事業(以下「転換関連事業」と総称する。)を行う中小企業者であつて法人であるものと合併し、又は他の認定中小企

業者若しくは転換関連事業を行う中小企業者であつて会社であるものに対して出資し、若しくは他の認定中小企業者若しくは転換関連事業を行う中小企業者とともに出資して転換関連事業を行いう会社を設立することにより、当該特定認定

第十三条 国及び都道府県は、貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に即応して、中小企業者が行う事業の転換を円滑にするための措置と併せて、中小企業の近代化を促進するため必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(職業訓練の実施等)

第六条 第百二十四号

第九条 国及び都道府県は、中小企業者が貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に即応して事業の転換を行う場合においては、中小企業の従事者の職業及び生活の安定に資するため、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第十一条 国及び都道府県は、貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に即応して事業の転換を行おうとする中小企業者の依頼に応じて、その事業の転換を円滑に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の微収)

第十二条 都道府県知事は、認定中小企業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十三条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万元以下の罰金に処する。

(罰則)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

(中小企業厅設置法の一部改正)

第十五条 中小企業厅設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のよう改め、

(第三条第一項第七号の五を次のように改め、

同項第七号の六を削る。

七の五 中小企業事業転換対策臨時措置法

(昭和五十一年法律第^一号)の施行に

関すること。

第六条 第三項中「、第七号の五及び第七号の六」を「及び第七号の五」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(近代化施策の推進)

(中小企業特惠対策臨時措置法等の廃止)

第三条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 中小企業特惠対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)

二 國際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(昭和四十

四年法律第三十九号)

第三条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 中小企業特惠対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)

二 國際経済上の調整措置の実施に伴う中小企

業に対する臨時措置に関する法律(昭和四十

四年法律第三十九号)

第三条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 中小企業特惠対策臨時措置法(

特例措置その他の事業の転換を円滑にするための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

揮発油販売業法案 揮発油販売業法

(目的)

第一条 この法律は、揮発油販売業について登録その他の規制を行うことにより、揮発油販売業の健全な発達及び揮発油の品質の確保を図り、もつて揮発油の安定的な供給の確保と消費者の利益の保護に資することを目的とする。

第二条 この法律において「給油所」とは、通商産業省令で定める給油設備により自動車に揮発油を給油するための施設であつて揮発油の販売の用に供されるものをいう。

2 この法律において「揮発油販売業」とは、前項の施設を用いて揮発油を販売する事業をいう。

(登録)

第三条 挥発油販売業を行おうとする者は、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 給油所の所在地及び第二条第一項の給油設備の規模

三 法人にあつては、その業務を行なう役員の氏名

2 前項の申請書には、給油所ごとの事業の開始の日その他の通商産業省令で定める事項を記載した事業計画書及び通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録及びその通知)

第五条 通商産業大臣は、第三条の登録の申請があつたときは、次条第一項又は第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を揮発油販売業者登録簿に登録しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否等)

第六条 通商産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくは同条第二項の事業計画書

書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

二 第十一条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない

三 第十三条の登録を受けた者（以下「揮発油販売業者」という。）であつて法人であるものが

第十二条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその揮発油販売業者の業務を行なう。

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち

一 前三号の一に該当する者があるもの

年を経過しないもの

五 挥発油の品質の管理を適確に行なうに足りる技術的能力を有しない者

六 挥発油販売業を継続的に行なうに足りる経理的基礎を有しない者

2 通商産業大臣は、第三条の申請に係る給油所の所在地が指定地区（その区域について通商産業省令で定めるところにより算定した一給油所

当たりの揮発油の販売量が全国の一給油所当たりの揮発油の販売量を基礎とし地域の特性に応じて通商産業省令で定める数量を著しく下回っている市町村又は特別区の区域のうち、その地区内における揮発油販売業者の間の競争が過度に行われているためこれらの揮発油販売業者の相当部分の経営が著しく不安定となつてゐる地区として、通商産業大臣が石油審議会の意見を聴き期間を定めて指定するものをいう。以下同じ。）に属する場合において、当該申請に係る給油所における事業の開始により、その指定地区内に給油所を設置している揮発油販売業者の相当部分について当該給油所における事業の継続が困難となると認めるときは、その申請を受理した日から一月以内に限り、申請者に対し、当該事態を回避するため必要な最小限度の範囲内において、その事業の開始の日を繰り下げ、又は設備の規模を縮小すべきことを指示することができる。

3 前項の規定による指示を受けた者は、その指示に不服があるときは、その指示を受けた日から二週間以内に、通商産業大臣に書面をもつて異議を申し出ることができる。

4 通商産業大臣は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、その申出を受けた日から一月以内に、これについての決定をし、その申出をした者に、その決定の内容を通知しなければならない。

5 通商産業大臣は、第二項の規定による指示を受けた者が、その指示を受けた日（第三項の規定による異議の申出をした場合においては、前項の規定による通知を受けた日）から一月以内に、その指示に従つて申請書又は事業計画書の記載事項の変更をしないときは、その登録を拒否することができる。ただし、その指示につき第三項の規定による異議の申出があつた場合において、前項の決定において当該異議の申出が正当であると認められたときは、この限りでない。

6 通商産業大臣は、第一項又は前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（承継）

第七条 挥発油販売業者について相続又は合併があつたときは、相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を継ぐべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その揮発油販売業者の地位を承継する。ただし、当該相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の合意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が前条第一項第一号から第四号までの一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により揮発油販売業者の地位を承継した者は、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 挥発油販売業者は、第四条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更をしようとするときは、通商産業大臣の変更登録を受けなければならない。

2 第四条第二項、第五条及び第六条の規定は、前項の変更登録に準用する。

3 挥発油販売業者は、第四条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、通商産業大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

第九条 挥発油販売業者は、揮発油販売業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第十条 挥発油販売業者がその揮発油販売業を廃止した場合は、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第七条第二項、第八条第三項、第九条又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条の規定に違反した者

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際に揮発油販売業を行つてゐる者は、この法律の施行の日から六十日間は、第三条の登録を受けないでその事業を行つてゐる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する期間内における第六条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)

の規定の適用については、第六条第二項中「揮発油販売業者」とあるのは、「揮発油販売業者(附則第二条第一項の規定によりその事業を行ふことができる」とされた者を含む。」とする

(石油業法の一部改正)
第三条 石油業法(昭和三十七年法律第百二十八号)の一部を次のよう改定する。

第十三条中「通商産業省令で定める規模以下のもの」を「通商産業省令で定めるところにより算定したその事業の規模(揮発油販売業(昭和五十一年法律第二号)第二条第二項の揮

発油販売業を行う者については、揮発油販売業以外の石油製品の販売の事業の規模)が通商産業省令で定める規模以下であるもの」に改める。

2 この法律の施行前にした前項の規定による改正前の石油業法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)
第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のよう改定する。

別表第一中第三十三号の次に次のように加え

制度を設けるとともに、粗悪な揮発油の販売を禁止する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三十三の二 挥発油販売業者の登録	号)第三条
揮発油販売業法(昭和五十一年法律第五号)の揮発油販売業者の登録	登録件数 一件につき 一万円

(通商産業省設置法の一部改正)

第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第三十九号の四を第三十九号の五とし、第三十九号の三の次に次の一号を加える。

三十九の四 挥発油販売業者を登録するこ

と。

第三十六条の三中「第三十九号の四」を「第三十九号の五」に改める。

理由

揮発油販売業の健全な発達及び揮発油の品質の確保を図るため、揮発油販売業者について登録の

昭和五十一年十月二十日印刷

昭和五十一年十月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

W